公告第需－　１９３３号
令和　８年１１月１３日

分任支出負担行為担当官
防衛装備庁
調達事業部調達総括官
松原　泰孝

公　　告

下記により入札を実施するので、入札及び契約心得（平成２７年防衛装備庁公示第１号）を熟知の上、参加されたい。

記

１　入　札　方　式　一般競争入札（制限付）
２　入　札　日　時　令和８年１２月１５日（火）１４時００分
３　入　札　場　所　防衛装備庁 調達事業部 需品調達官事務室(電子入札・開札システムのみの場合)
　　防衛装備庁 第１入札室（Ｄ棟４階）(紙による入札がある場合)
４　参　加　資　格　（1）予算決算及び会計令第７０条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
（2）予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者であること。
（3）令和７・８・９年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」のＡ、Ｂ又はＣの等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者で、令和８年度「繊維関係」の技術資料等確認審査に合格した者であること。（番号69）
また、上記の等級にかかわらず、防衛省所管契約事務取扱細則第１８条第４項各号のいずれかに該当する者であること。なお、要件に該当する者で入札に参加しようとする者については、令和８年１２月１１日（金）１２時００分までに当該要件を証する書類等を提出すること。ただし、行政機関の休日及び開庁日の１２時００分から１３時００分までを除く。
（4）大臣官房衛生監、防衛政策局長又は防衛装備庁長官から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
（5）前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

５　入　札　方　法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。
６　保　　証　　金　入札保証金　・・・　免除
　　契約保証金　・・・　免除
７　入 札 の 無 効　４の参加資格のない者のした入札又は入札に関する条件に反した入札は無効とする。
８　契約書作成の有無　有
９　適用する契約条項　製造請負契約条項
　　談合等の不正行為に関する特約条項
　　暴力団排除に関する特約条項

１０　入札に付する事項

調達要求番号	品名	規格	数量	納入場所	納期	摘要
1-08-2　-013A-HQ-2138	戦闘服，防弾チョッキ用上衣，一般用	仕様書のとおり	40,000着	各地	R10.1.31	

(1)説　明　会　無
(2)見 本 提 出　無
(3)内 訳 書 提 出　無
(4)提 出 書 類 等　無

１１　そ　の　他
(1)防衛装備品等調達システムの利用　本件は、防衛装備品等調達システムを利用する案件である。防衛装備品等調達システムによる入札の場合、入札書の受領期間は令和８年１２月１０日（木）から令和８年１２月１４日（月）の０９:３０～１８:００までとする。ただし、行政機関の休日は除く。なお、防衛装備品等調達システムの障害により、入札取り止めを含め、本公告内容が変更となる場合がある。
また、防衛装備品等調達システムにより難い者については紙入札方式を用いるものとする。この場合には、令和８年１２月１４日（月）１８：００までに防衛装備庁調達事業部需品調達官付調達第３班に「紙入札方式参加届」を提出すること。
(2)端数処理　入札書に記載された金額の１１０／１００に相当する金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって、申込みがあったものとする。

(3) 下　請　負　現に指名停止を受けている者の下請負（下請負の届出によるものを除く。）については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を大臣官房衛生監、防衛政策局長又は防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。

(4) そ　の　他　９に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第２条第１項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特殊条項」を別途適用する。

本書記載事項の詳細及び仕様書等の貸出又は閲覧については防衛装備庁調達事業部需品調達官付調達第３班(問い合わせ先：03(3268)3111　内線35434)に照会のこと。

予定価格が一千万円を超える製造その他についての請負契約の場合において最低価格の入札金額が低入札価格調査基準に該当した場合、低入札価格調査を行い、入札金額が当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、または、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、落札者としない場合がある。

なお、当該調査にあたり、入札金額の内訳書の提出やその資料に関する説明を求めることになり、この提出及び説明の求めに応じない場合、または不十分な場合には「契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある」ものとして落札者としない場合がある。